

課税対象事業の種類

第一種事業

物品販売業、保険業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、電気供給業、土石採取業、電気通信事業、運送業、運送取扱業、船舶ていけい場業、倉庫業、駐車場業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業、飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、両替業、公衆浴場業（第三種事業に該当するもの以外）、演劇興行業、遊技場業、遊覧所業、商品取引業、不動産売買業、広告業、興信所業、案内業、冠婚葬祭業

第二種事業

畜産業、水産業、薪炭製造業

〈注〉主として、自家労力を用いて行うもの（事業を行う者または同居の親族の年間労働日数とその年における延べ労働日数の2分の1を超えるもの）には課税されません。

第三種事業

医業、歯科医業、薬剤師業、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゆう、柔道整復その他の医業に類する事業、獣医業、装蹄師業、弁護士業、司法書士業、行政書士業、公証人業、弁理士業、税理士業、公認会計士業、計理士業、社会保険労務士業、コンサルタント業、設計監督者業、不動産鑑定業、デザイン業、諸芸師匠業、理容業、美容業、クリーニング業、公衆浴場業（銭湯）、歯科衛生士業、歯科技工士業、測量士業、土地家屋調査士業、海事代理士業、印刷製版業

◆◆口座振替のご案内◆◆

個人事業税の納付につきましては、便利で安心・確実な口座振替をお勧めします。（振替手数料不要）

口座振替は、納税通知書裏面「納付場所」に記載の金融機関にお持ちの口座からのみお振替ができます。

金融機関の窓口にて備え付けの用紙に必要事項をご記入のうえ提出ください。手続きにあたっては金融機関への届出印が必要です。

なお、お申し込みの日によっては、口座振替が翌年度からになる場合がありますのでご了承ください。

ご不明な点は、右記の振興局税務部又は税務課までお問い合わせください。

個人事業税の納税について

個人事業税は事業を行う個人に対して課税される税です。

税額は、あなたが税務署に提出された所得税の確定申告書、または市役所・町役場に提出された住民税の申告書により算出します。

納税については、納税通知書・納付書を送付しますので、納税通知書裏面「納付場所」に記載の最寄りの金融機関・コンビニ・振興局税務部又は税務課で納期限までに納付していただきます。また、「PayPay」などのモバイル決済でも納付可能です。

納 期

第1期分：8月15日～8月31日

第2期分：11月15日～11月30日

※年税額が1万円以下であるときは、第1期分のみとなります。

※納期限が土曜日・日曜日の場合は、その翌日が期限となります。

年の途中において事業を廃止した場合等における事業税の納期は、納税通知書に定める納期となります。

■お問い合わせ先

事務所名・担当課	所在地	電話番号
長崎振興局税務部 課税第一課	〒850-0033 長崎市万才町3-17 長崎振興局万才町庁舎3階	(直) 095-822-3104
県央振興局税務部 課 税 課	〒854-0071 諫早市永昌東町9-26 ユウカイビル2階	(直) 0957-22-0508
県北振興局税務部 課 税 課	〒857-8502 佐世保市木場田町3-25	(直) 0956-23-1400
五島振興局管理部 税 務 課	〒853-8502 五島市福江町7-1	(直) 0959-72-1575
杵岐振興局管理部 税 務 課	〒811-5133 杵岐市郷ノ浦町本村570	(代) 0920-47-1111
対馬振興局管理部 税 務 課	〒817-8510 対馬市厳原町国分1441 対馬市役所2階	(代) 0920-52-1311

■ 税額の計算

$$\text{税額} = \{ (1)\text{事業所得金額} - (2)\text{各種控除額} - (3)\text{事業主控除額} \} \times (4)\text{税率}$$

(1) 事業所得金額

$$\text{事業所得金額} = \text{事業の総収入金額} - \text{事業の必要経費} - \text{青色事業専従者給与額 又は事業専従者控除額}$$

①事業所得金額の計算は、所得税における事業所得及び不動産所得の計算方法と同じで、課税の対象となる所得は前年中の事業から生じた所得です。（ただし、年の中途で廃業した場合は、廃業した年の1月1日から廃業の日まで、また、年の中途で開業した場合は開業の日から、開業した年の12月31日までの所得が課税の対象となります。）

②所得税の青色申告書を提出している人は、不動産所得または事業所得から青色申告特別控除額（10万円又は65万円）を所得税では控除されますが、個人事業税では、青色申告特別控除の制度がないため、この控除額を差し引くことはできません。

③青色事業専従者給与額・事業専従者控除額

事業を行う個人と生計を一つにする15歳以上の親族で、もっぱらその事業に従事する人がいる場合には、次の金額が必要経費となります。

青色申告をした人 → 青色事業専従者に支払われた適正な給与額

上記以外の人 → 事業専従者一人につき次のいずれか低い金額

ア 50万円（配偶者については86万円）

イ 事業専従者控除前の事業所得金額 ÷（事業専従者数＋1）

④医業などを行う人の所得計算の特例

医業、歯科医業、薬剤師業、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゆう、柔道整復その他の医業に類する事業を行う人については、事業所得の計算上、社会保険診療に係る収入金額及び経費は、事業の総収入金額及び必要経費には算入されません。

(2) 各種控除額

①損失の繰越控除額

青色申告者の事業による所得の計算上生じた損失の金額は、翌年以降3年以内に生じた所得から控除することができます。

②被災事業用資産の損失の繰越控除額

震災、風水害、火災などによって生じた事業用資産の損失の金額は、翌年以降3年間繰越控除ができます。

③事業用資産の譲渡損失控除額及び譲渡損失の繰越控除額

事業に供していた機械、装置、車両などを譲渡したために生じた損失については、事業による所得から控除することができます。（青色申告者は翌年以降3年間繰越控除ができます。）

(3) 事業主控除額

年間を通じて事業を行った人は、事業所得または不動産所得から290万円が控除されます。事業を行った期間が1年に満たない場合は、月割計算（1月に満たない端数を生じた場合は1月とします。）により算出した額が控除されます。

$$\text{事業主控除額} = 290\text{万円} \times \text{事業を行った月数} \div 12\text{ヶ月}$$

(4) 税率

第一種事業 5%

第二種事業 4%

第三種事業 5%

↳ ただし、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゆう、柔道整復その他の医業に類する事業、装蹄師業は 3%

